

# 彦根商工会議所会費賦課収納規定（抄）

（2019. 4. 1 施行）

第 2 条 会費賦課の基準は次の各項下記によるものとする。

2. 個人会員については、年額最低を 15,000 円とし、従業者数（注 1）並びに売上規模を勘案し、別表賦課基準表によるものとする。
3. 法人会員については、年額最低を 30,000 円とし、従業者数（注 1）並びに売上規模を勘案し、別表賦課基準表によるものとする。
4. 会員の関係会社（広義の子会社および関連会社等）（注 2）の会費は、主たる法人会員における会費額の 5 分の 1 とする。但し、5 分の 1 の額が 3 万円を下回るときは 3 万円とする。
5. 営利を目的としない法人等については、医療法人は年額 100,000 円。その他、NPO、社団および財団、学校法人、社会福祉法人、宗教法人並びに協同組合等は、年額 30,000 円とする。
6. 会費額には、当所発行広報紙（電子版を含む）の購読料を含むものとする。

第 3 条 会費の額は 1 ポイントを 5,000 円とし、別表賦課基準表に基づき、従事者数と売上規模（年間）の合計ポイントに乗じて算出する。

第 4 条 会費は年額とする。

2. 会費額の適正を期すため、3 年ごとに会頭が委嘱する会費賦課審査委員会が審査し、その結果を会頭に答申する。

第 6 条 会費の納期は、毎年 4 月・10 月の各 25 日とする。

2. 新規加入者の会費については、常議員会において承認後、翌月より年額を月割り按分し各納期に納入するものとする。

別表 賦課基準表

従事者数		ポイント	売上規模（年間）		ポイント
1	5 名以下	2	1	6 千万円未満	1
2	6～10 名	4	2	2 億円未満	2
3	11～15 名	6	3	3 億円未満	4
4	16～20 名	8	4	6 億円未満	6
5	21～30 名	10	5	10 億円未満	8
6	31～50 名	14	6	15 億円未満	12
7	51～75 名	18	7	20 億円未満	16
8	76～100 名	24	8	30 億円未満	22
9	101～200 名	30	9	50 億円未満	30
10	201～300 名	38	10	75 億円未満	38
11	301～500 名	48	11	120 億円未満	48
12	501 名以上	60	12	120 億円以上	60

注 1 従事者数の定義

個人・・・経営者、事業専従者、正社員、パート・アルバイト等・派遣受入

法人・・・法人の役員、正社員、パート・アルバイト等・派遣受入

\*パート・アルバイト等は、8 時間換算の雇用者数を記入

注 2 広義の子会社および関連会社等の定義・法令（会社法）等に基づき判定する。